様式１

整理番号	港湾－条申－10

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課（緑地管理）（06-6572-4050）
処分担当名	同上
処分の名称	使用料の減免
概　要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例（昭和55年4月1日条例第27号）第8条の2 （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html） 大阪市海浜施設条例施行規則（昭和55年5月31日規則等第58条）第9条 （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
審査基準	◎次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料等を減額又は免除することがあります。 ①国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は、公益事業の用に供するため施設を使用し、又は占用するとき ②市長がその他特別の事由があると認めるとき ○「特別の事由がある」とは次の場合をいいます。 ・国又は地方公共団体の要請により、公用又は公共の用に供するため、施設を使用し、又は占用するとき （例：防災訓練）
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課（緑地管理）
提出時期	随時
提出方法	大阪市海浜施設条例第8条の2の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするときは、大阪市海浜施設条例施行規則第9条の第2号様式による使用料減免申請書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課（緑地管理）
ホームページ	
備　考	